

感染症・伝染病について

- 子どもや家族（園児同居者）が感染症・伝染病に感染した場合は、速やかに園までその状況を報告してください。
- 治癒後は、主治医の診断を受けてから登園してください。
登園により他の子どもへの感染の恐れがある場合は、お休みいただくことになります。
- 治癒後、登園する際に「**治癒証明書**」が必要な感染症・伝染病の場合は、主治医より発行してもらってください。書式は自由ですが、当園にも用紙があります。
- 入園前に「予防接種法」に基づく**定期予防接種(BCG、ポリオ等)**はもちろんのこと、できるだけ**任意予防接種(水痘、おたふくかぜ等)**も受けておくようにしましょう。
また、毎年10月中旬～12月下旬の間に、**インフルエンザ**の予防接種を受けましょう。

【治癒証明書が必要な病気】

※赤字：平成24年4月の学校保健安全法改正にともない変更した部分です

病名	潜伏期間	主な症状	感染しやすい時期	出席停止基準
インフルエンザ	1～3日	発熱・咳・鼻汁・体のだるさ・筋肉痛・のどの痛み	感染後約10日	発症した後 5日 を経過し、かつ解熱後 3日 を経過するまで
百日咳	7～10日	ひどい咳・かぜ症状	感染後3週間	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗生物質治療終了まで
麻疹(はしか)	9～10日	発熱・全身の発疹	発疹出現後4～5日	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	2～3週間	発熱・耳下と舌下・顎下の腫れと痛み	症状を示す7日前から後9日	耳下腺・顎下腺または舌下腺の腫脹が発見した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹(三日ばしか)	2～3週間	微熱と同時に発疹・リンパ腺が腫れる	発疹前後1週間	発疹がなくなるまで
水痘(みずぼうそう)	2～3週間	発熱・発疹→水ぶくれとなる・かゆみが激しい	発疹前後2～6日	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱(プール熱)	結膜炎が治るまで	急な発熱・咽頭炎・結膜炎	症状を示す前2～5日から発症後5日	主要症状がなくなった後2日
流行性角結膜炎(はやり目)	5～7日	微熱・頭痛・角膜の炎症・目やに	発病後2週間	主要症状がなくなるまで
急性出血性結膜炎	1～2日	結膜充血・まぶたのむくみ・流涙・目やになど	発病後4日	主要症状がなくなるまで
伝染性紅斑(りんご病)	10～14日	顔面赤斑・赤斑性発疹		発疹がなくなるまで
溶連菌感染症	2～5日	発熱・咽頭痛・扁桃腺炎・皮膚発疹・イチゴ舌	症状を示す2～3日から発症後2～7日	主要症状がなくなるまで
手足口病	3～7日	風邪と似た症状・手足に赤斑、水疱・口内炎	発疹がなくなるまで	発疹がなくなるまで
とびひ	4～6日	豆粒大の水疱※自覚症状はない	腫胞がなくなるまで	腫胞がなくなるまで
感染性胃腸炎(ノロウイルス・ロタウイルス・アデノウイルス等)	1～2日	発熱、嘔吐、下痢		なし ※

※ 出席停止基準はありませんが、伝染力が強い場合、可能な場合はできるだけ自宅にて安静に療養するように長野県より指導を受けています。当園では、登園時は**嘔吐・下痢等の症状がおさまり、普段の食事が摂れる程度まで回復する**のが望ましいと考えますが、症状が消失した後も、約1週間は便の中にウイルスが排出される可能性がある（他児への感染のおそれがある）ことをご承知おきください。

【医師の口頭での登園許可が必要な病気】

病 名	出席停止基準
急性灰白髄炎(ポリオ)	急性期の主要症状が消失するまで
ウイルス性肝炎	主要症状が消失するまで
ヘルパンギーナ	主治医・園医が登園して差し支えないと認めるとき
幼児性嘔吐下痢症	主要な症状がほとんど消失し、主治医・園医が登園して差し支えないと認めるとき
マイコプラズマ肺炎	
RSウイルス感染症	
突発性発疹	
ヘルペス性菌肉口内炎	

【重大な危険を伴う伝染病】**● 腸管出血性大腸菌（O157、O26、O111）**

O157などの腸管出血性大腸菌は、強い感染力を持つ、子どもには死の危険を伴う伝染病です（年平均10名のお子さんが亡くなっています）。おもな感染源に牛肉があり、特に生肉で感染することが多いようです。初期症状には下痢または血便がありますので、血便が見られた場合、必ず医療機関での検査を受けるようにしてください。検査に時間がかかりますが、結果が出るまでは登園をせず、自宅療養してください。

感染が確認された場合、医師の許可が下りるまで（治癒証明書が必要）登園停止になりますので（最低3日）、ご承知おきください。

なお、園児または職員が発症した場合、保健所より休園命令が出される可能性があります。皆さんにも日常から予防に努めていただきますよう、くれぐれもご協力をお願いいたします。

● 鳥インフルエンザ および 新型インフルエンザ

鳥インフルエンザおよび新型インフルエンザも、強い感染力を持つ生死に関わる伝染病です。とりわけ、新型インフルエンザは爆発的に感染しています（過去のスペイン風邪や香港インフルエンザも新型インフルエンザです）。よって、園児または職員が発症した場合には、本人の登園停止はもとより、行政・保健所等により休園・クラス閉鎖命令が出される可能性があります。

また、ご家族および園児同居者に感染が発生した場合にも、自主的に登園を控えていただくよう、お願いしております。

皆さんにもご理解とご協力をいただきますよう、お願いいたします。